

京都市洛北第三土地区画整理組合が施行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更を土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成25年4月3日

京都市長 門川 大作

- |            |  |
|------------|--|
| 1 組合の名称    | 京都市洛北第三土地区画整理組合  |
| 2 事務所の所在地  | 京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2 京都三条大橋ビル4階<br>一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内 |
| 3 施行地区     | 京都市左京区岩倉幡枝町及び同区静市市原町の各一部                                 |
| 4 事業施行期間   | 平成7年1月20日から平成31年3月31日まで                                  |
| 5 設立認可の年月日 | 平成7年1月20日  |
| 6 変更認可の年月日 | 平成25年3月26日   |

（建設局都市整備部市街地整備課）